

## 【日本機械学会東北支部独創研究学生賞規程】

### (東北支部賞の設定)

1. 東北支部は、支部活動の活性化を図る一環として「日本機械学会東北支部独創研究学生賞」を設ける。本規程に特に定めていない事項については、日本機械学会部門賞運営に関する注意事項に準拠するものとする。

### (表彰の対象)

2. 東北地区の工業高等専門学校(以下高専)、大学学部および大学院修士課程に在籍する学生を対象に、学生が主体的に行った独創的な研究に対して贈る。「高専・学部」の部と「大学院修士」の部に分けて、表彰する。

### (受賞候補者の資格)

3. 受賞候補者は原則として東北学生会に所属する学生とする。

### (審査の方法)

4. 東北支部幹事会は、選考委員会を組織して、受賞者の選考を行う。選考については別に定める選考委員会規定による。

### (表彰の件数)

5. 当該年度の受賞者は、原則として「高専・学部」の部と「大学院修士」の部それぞれ2件程度とする。

### (表彰の時期と場所)

6. 表彰は年1回とし、「高専・学部」の部は学生員卒業研究発表講演会、「大学院修士」の部は東北支部総会において表彰する。

### (表彰の方法)

7. 表彰は支部長名により行い、受賞者に賞状を贈って表彰する。

### (表彰の報告)

8. 東北支部は、受賞者、表彰内容、表彰の時期について理事会に報告するものとする。

### (表彰に関する運営経費の支弁)

9. 諸経費は東北支部の経費より支弁する。